

東京都板橋区希望制(公募型)指名競争入札に関する要綱

(昭和 60 年 8 月 20 日 区長決定)
(平成 5 年 6 月 1 日 一部改正)
(平成 6 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 6 年 4 月 13 日 一部改正)
(平成 10 年 4 月 13 日 一部改正)
(平成 17 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 18 年 6 月 15 日 一部改正)
(平成 26 年 10 月 1 日 全部改正)
(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 8 年 4 月 1 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区(以下「区」という。)が実施する希望制(公募型)指名競争入札(以下「公募型入札」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公募型入札とは、事前に入札参加を希望する事業者を募集し、その応募者を含めた事業者を指名するものをいう。

(対象)

第 3 条 公募型入札の対象(以下「公募型入札案件」という。)は、区が発注する 1 件予定価格 2 0 0 万円超の工事又は 1 件予定価格 1 0 0 万円超の設計、測量及び地質調査委託(以下「公共工事」という。)のうち、一般競争入札に付さないものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 公共工事以外の案件で公募型入札を実施する場合は、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

(公表)

第 4 条 公募型入札の実施に際しては、当該公募型入札案件の件名、対象業種、申込資格、申込期間、施行場所、概要、履行期間等(以下「公募要件」という。)を公表する。

2 公表は、インターネット上で行う。

3 公表期間は、おおむね 7 日間とする。

(事前通知)

第 5 条 主管課長は、公共工事の公募型入札案件については、次の各号に掲げ

る事項を建設工事等事前通知書(別記様式第 1 号)により、契約管財課長に事前に通知しなければならない。

- 一 件名
- 二 対象業種
- 三 施行場所
- 四 概要
- 五 履行期間

2 前項の通知書には、事案番号を付すものとする。ただし、事案番号は、工事番号、委託番号、台帳番号等担当主管課の意思決定を表す番号をもって代えることができるものとする。

(応募することができる者)

第 6 条 公募型入札に応募できる者は、当該公募型入札案件に係る業種の指名競争入札参加資格を有する者とする。

(応募の方法等)

第 7 条 公募型入札の応募は、電子調達システムにより行うものとする。

2 契約管財課長は、前項の規定により応募した者のうち、公募要件を満たすものを指名する。

3 前項の規定の場合において、応募した者がいない等により当該入札を執行できないときは、契約管財課長は、公募要件を満たす者を指名することができる。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 5 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 6 年 4 月 13 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 10 年 4 月 13 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 18 年 6 月 15 日から実施する。

付 則

この要綱の全部改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の全部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

様式

板 第 号
年 月 日

総務部契約管財課長 様

部 課長
(公 印 省 略)

建設工事等事前通知書

下記のとおり通知します。

記

工事件名等 下記の建設工事等発注予定票のとおり。

特記事項

担当者名

電話番号

※公表番号	対象業種	※申込期限	年 月 日
件 名			
施行場所			
概 要			
履行期間	年 月 ~ 年 月 (概ね 日間)		
※予定価格	(税込)		
※申込資格			
※発注予定	年 月	担当課係	

(注) ※欄は工事担当課での記入を要しない。